

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 26 日

都 道 府 県 民 生 主 管 部 （ 局 ）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局） 御中
後期高齢者医療主管課（部）
地 方 厚 生 （ 支 ） 局

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン請求への移行及び経過措置に係る周知資料の送付について

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 5 年 12 月 26 日保発 1226 第 4 号）に基づき、令和 6 年 10 月以降も光ディスク等を用いた診療（調剤）報酬の請求を継続しようとする保険医療機関・薬局は、あらかじめ、審査支払機関に対して、その旨の届出及びオンライン請求への移行計画書（以下「届出」という。）を提出することとされていたところです。

しかしながら、一部の保険医療機関・薬局においては、当該届出の提出がなされないまま、光ディスク等を用いた診療（調剤）報酬の請求が行われています。

つきましては、オンライン請求への移行及び届出の提出に関して、周知資料を別添のとおりに作成しましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

なお、今般の周知資料においては、オンライン資格確認の原則義務化によりオンライン請求も可能な回線が敷設された状況も踏まえ、光ディスク等を用いた請求を行う保険医療機関・薬局に対してオンライン請求への移行を促すとともに、オンライン請求へ移行できない事情のある保険医療機関・薬局におかれては、経過措置の適用を受けるための届出のご提出についてのご案内しています。

本周知資料については、以下の厚生労働省ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。

○添付資料

- ・（別添）【光ディスク等を用いてレセプト請求を行っている医療機関・薬局の皆様へ】
「オンライン請求への移行と経過措置のご案内です！」
- ・光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書
（様式第 1 号）

○掲載先の厚生労働省ホームページ：

保険医療機関・薬局におけるオンライン請求等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html